



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 告示

246	公共測量の終了	(技術調査課).....	1
247	地籍調査の成果の認証	(用地対策課).....	1
248	〃	(〃).....	2
249	〃	(〃).....	2
250	〃	(〃).....	3
251	〃	(〃).....	3
252	道路の供用開始	(道路保全課).....	3
253	道路の区域変更	(〃).....	4

○ 人事委員会告示

3	令和4年度和歌山県職員採用試験実施計画	4
4	令和4年度第1回和歌山県警察官A採用試験の実施	6

○ 選挙管理委員会告示

10	政治団体の届出事項の異動の届出	11
11	資金管理団体の指定の取消しの届出等	11
12	政治団体の解散の届出	12
13	政治団体の設立の届出	12
14	衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨	13

*15 平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号（個人演説会等の公営施設の指定）の一部改正 13

○ 監査公表

	監査公表第2号	14
	監査公表第3号	15
	監査公表第4号	17
	監査公表第5号	19

告 示

和歌山県告示第246号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（空中写真測量）
- 2 作業期間 令和3年10月8日から令和4年2月4日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市全域

和歌山県告示第247号

和歌山県田辺市龍神村丹生ノ川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
令和2年5月26日から令和3年10月11日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市龍神村丹生ノ川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市龍神村丹生ノ川の一部地区
- 5 認証年月日
令和4年2月16日

和歌山県告示第248号

和歌山県田辺市龍神村宮代の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
令和2年4月1日から令和3年10月11日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市龍神村宮代の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市龍神村宮代の一部地区
- 5 認証年月日
令和4年2月16日

和歌山県告示第249号

和歌山県田辺市中辺路町北郡の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
令和2年5月26日から令和3年11月9日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市中辺路町北郡の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市中辺路町北郡の一部地区

5 認証年月日
令和4年2月16日

和歌山県告示第250号

和歌山県田辺市本宮町下湯川・本宮町曲川の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
令和2年5月26日から令和3年10月14日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市本宮町下湯川・本宮町曲川の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市本宮町下湯川・本宮町曲川の各一部地区
- 5 認証年月日
令和4年2月16日

和歌山県告示第251号

和歌山県新宮市三輪崎の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県新宮市
- 2 調査を行った時期
平成31年4月24日から令和3年3月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県新宮市三輪崎の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県新宮市三輪崎の一部地区
- 5 認証年月日
令和4年2月16日

和歌山県告示第252号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 311号

供用開始の区間 田辺市中辺路町栗栖川字野々田548番10地先から同市中辺路町栗栖川字神田402番5地先まで

供用開始の期日 令和4年3月1日

和歌山県告示第253号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 上富田南部線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市秋津町字田尻1467番1地先から同市秋津町字田尻1492番1地先まで	旧	3.33 } 10.97	195.80	
同上	新	3.33 } 10.97	195.80	
同上	新	8.59 } 20.73	197.45	

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第3号

令和4年度和歌山県職員採用試験実施計画を次のとおり定める。

令和4年3月1日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

1 試験日程

試験名	試験案内の 配布開始	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	第3次 試験日
就職氷河期 世代対象	令和4年2月18日	令和4年3月2日～ 令和4年3月22日	令和4年4月17日	令和4年5月中旬	令和4年 6月上旬
職務経験者対象 (UIターン型)					
I 種 (大学卒業程度)	令和4年4月12日 予定	令和4年4月19日～ 令和4年5月20日	令和4年6月19日	令和4年7月中旬～ 8月中旬 ※	
資格免許職 (I種と同日実施)					
III 種 (高校卒業程度)	令和4年7月15日 予定	令和4年8月1日～ 令和4年8月18日	令和4年9月25日	令和4年10月中旬 ～下旬	
資格免許職 (III種と同日実施)					

第1回 警察官 A	男性	令和4年3月1日	令和4年3月1日～ 令和4年4月8日	令和4年5月8日	令和4年6月上旬	令和4年 7月上旬
	女性					
第2回 警察官 A	男性	令和4年6月17日 予定	令和4年7月1日～ 令和4年8月19日	令和4年9月18日	令和4年10月中旬 ～下旬	令和4年 11月中旬
	女性					
警察官 B	男性					
	女性					
障害者対象		令和4年8月5日 予定	令和4年9月2日～ 令和4年9月22日	令和4年10月23日	令和4年11月下旬	
第1回育休任期付		令和4年5月13日 予定	令和4年5月23日～ 令和4年6月10日	令和4年7月3日	令和4年8月上旬	
第2回育休任期付		令和4年12月2日 予定	令和4年12月9日～ 令和5年1月4日	令和5年1月15日	令和5年2月上旬	

※一般行政職特別枠、警察事務職、技術系職種、資格免許職は7月中旬～下旬

2 受験資格

試験名	受験資格	
就職氷河期 世代対象	次のアからウまでの全ての要件を満たす人 ア 昭和52年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた人 イ 令和3年4月1日から申込日までの間に正規雇用で就労していない人 ウ 令和3年3月31日以前に正規雇用で就労した期間が、通算して3年以下の人	
職務経験者対象 (UIターン型)	次のアからウまでの全ての要件を満たす人 ア 昭和57年4月2日以降に生まれた人 イ 令和4年2月末日現在、和歌山県外に在住し、かつ、和歌山県内に本社若しくは本店を置く民間企業又は和歌山県内が本庁等所在地である公的機関等の常勤の正社員（職員）でない人 ウ 和歌山県外に本社又は本店を置く企業等での職務経験を通算して5年以上有する人	
I 種	次のア又はイの要件を満たす人 ア 昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人 イ 平成13年4月2日以降に生まれた人で、大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和5年3月末日までに卒業見込みの人	
III 種	平成10年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人（大学（短期大学を除く。）における在学期間が2年を超える人を除く。）	
資格免許職	昭和58年4月2日以降に生まれた人	
警察官 A	男性	平成2年4月2日以降に生まれた人で、大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和5年3月末日までに卒業見込みの人
	女性	
警察官 B	男性	平成2年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人で、上記「警察官A」の受験資格に該当しない人
	女性	
障害者対象	昭和62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人で、次のア及びイの要件を満たす人 ア 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人 イ 和歌山県内に居住している人（就学等のため一時的に県外に居住している人を含む。）	

3 試験地

試験名	第1次試験	第2次試験（第3次試験を含む。）
就職氷河期 世代対象	和歌山市	
職務経験者対象 (UIターン型)		

I 種		和歌山市、田辺市	和歌山市
資格免許職 (I種と同日実施)			
III 種		和歌山市、田辺市、新宮市	
資格免許職 (III種と同日実施)			
警察官 A	男性	和歌山市、田辺市	
	女性		
警察官 B	男性		
	女性		
障害者対象		和歌山市	
育休任期付			

4 その他

- (1) 試験区分、採用予定人員、受験資格等の詳細については、試験ごとに要綱を定める。
なお、この計画は都合により変更する場合がある。
- (2) 育休任期付職員採用試験の第1次試験については、募集する試験区分により、和歌山市のほか、田辺市又は新宮市で試験を実施する場合がある。
- (3) この計画に定める試験以外の試験の実施日程については、未定である。

和歌山県人事委員会告示第4号

令和4年度第1回和歌山県警察官A採用試験を次の要綱により実施する。

令和4年3月1日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

令和4年度第1回和歌山県警察官A採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分		採用予定人員	職務内容
警察官 A	男性	25人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持
	女性	6人程度	

注 採用予定人員は、退職者の状況等により変更する場合がある。

2 受験資格

受験資格は、次表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する人は、受験することができない。

- (1) 日本国籍を有しない人
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

試験区分		学歴・資格等	年齢及び性別
警察官 A	男性	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和5年3月末日までに卒業見込みの人	平成2年4月2日以降に生まれた男性
	女性	イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等の資格があると認める人	平成2年4月2日以降に生まれた女性

注 受験資格について不明な点がある場合は、和歌山県警察本部警務課に問い合わせること。

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	日時	試験地	合格発表
第1次試験	令和4年5月8日（日）午前8時30分	和歌山市 田辺市	令和4年5月19日（木）午後3時に和歌山県警察のホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	令和4年6月6日（月）又は同月7日（火）のうち、和歌山県警察本部が指定する1日及び同月8日（水）の計2日	和歌山市	令和4年6月24日（金）午後3時に和歌山県警察のホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。
第3次試験	令和4年7月7日（木）又は同月8日（金）のうち、和歌山県人事委員会が指定する1日	和歌山市	令和4年7月21日（木）午後3時に和歌山県人事委員会事務局のホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。

注 上記の試験日及び合格発表日は変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験種目等	配点	内容
教養試験（※1） （択一式2時間）	500点	警察官として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験（50問）
資格加点（※2）		別表に掲げる対象となる資格等を有する者又は当該対象となる資格等に合格した者に加点する。
適性検査		職務遂行上必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、第2次試験及び第3次試験における面接試験の参考資料とする。

（※1）教養試験の内容は、大学卒業程度で行う。

（※2）資格加点は、受験申込みの際に証明書の写しを添付の上、申請を行い、第1次試験当日に原本を提示した場合に限り、加点の対象とする。また、資格加点の対象となる資格等及び点数は別表のとおりとし、複数の資格等を有する場合は、最も点数の高いもののみを加点する。

なお、柔道の段位については公益財団法人講道館から、剣道の段位については一般財団法人全日本剣道連盟から授与されたものに限り、情報処理については平成13年度以降に実施されたものに限る。

別表

	対象となる資格等	点数
柔道及び剣道	3段以上	50点
	2段	40点
	初段	30点
語学（英語）	・ 実用英語技能検定1級 ・ TOEIC 900点以上 ・ TOEFL（iBT） 101点以上 ・ TOEFL（PBT） 607点以上 ・ TOEFL（CBT） 253点以上 ・ 国際連合公用語英語検定試験A級以上	50点
	・ 実用英語技能検定準1級 ・ TOEIC 700点以上900点未満 ・ TOEFL（iBT） 76点以上101点未満 ・ TOEFL（PBT） 540点以上607点未満 ・ TOEFL（CBT） 207点以上253点未満 ・ 国際連合公用語英語検定試験B級	40点

	<ul style="list-style-type: none"> ・実用英語技能検定2級 ・TOEIC 500点以上700点未満 ・TOEFL (iBT) 52点以上76点未満 ・TOEFL (PBT) 470点以上540点未満 ・TOEFL (CBT) 150点以上207点未満 ・国際連合公用語英語検定試験C級 	30点
情報処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ITストラテジスト試験 ・システムアーキテクト試験 ・プロジェクトマネージャ試験 ・ネットワークスペシャリスト試験 ・データベーススペシャリスト試験 ・エンベデッドシステムスペシャリスト試験 ・ITサービスマネージャ試験 ・システム監査技術者試験 ・応用情報技術者試験 ・情報セキュリティスペシャリスト試験 ・情報処理安全確保支援士試験 ・システムアナリスト試験 ・アプリケーションエンジニア試験 ・ソフトウェア開発技術者試験 ・テクニカルエンジニア(ネットワーク)試験 ・テクニカルエンジニア(データベース)試験 ・テクニカルエンジニア(システム管理)試験 ・テクニカルエンジニア(エンベデッドシステム)試験 ・テクニカルエンジニア(情報セキュリティ)試験 ・情報セキュリティアドミニストレータ試験 ・上級システムアドミニストレータ試験 	50点
	<ul style="list-style-type: none"> ・基本情報技術者試験 ・情報セキュリティマネジメント試験 	40点
	<ul style="list-style-type: none"> ・ITパスポート試験 ・初級システムアドミニストレータ試験 	30点
財務	<ul style="list-style-type: none"> ・日商簿記検定1級 	50点
	<ul style="list-style-type: none"> ・日商簿記検定2級 	30点

(2) 第2次試験

試験種目	配点	内容
面接試験	600点	人物、能力、性格等についての個別面接
体力試験	200点	職務遂行上必要な体力についての試験(立幅跳び、腕立伏臥腕屈伸、時間往復走及び往復持久走)
論文試験 (1時間30分)	200点 (※)	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験(1,200字程度)
身体検査		職務遂行上必要な身体的条件を有するか否かについての検査
身体精密検査		職務遂行上必要な健康度を有するか否かについての検査(胸部疾患・伝染性疾患・心臓疾患等の有無及び聴力・色覚等を判定するため、レントゲン検査・血液検査・尿検査等を行う。)

(※) 論文試験の採点は、第3次試験で行う。

また、別途作成する本試験案内に令和3年度の論文のテーマを掲載する。

(3) 第3次試験

試験種目	配点	内容
面接試験	1,200点	人物、能力、性格等についての個別面接

(第2次試験における身体検査及び身体精密検査の基準)

検査項目	合格基準
視力	裸眼視力が両眼とも0.6以上又は矯正視力が両眼とも1.0以上であること。
色覚	職務遂行に支障がないこと。
その他 (胸部疾患、伝染性疾患、心臓疾患等の有無及び聴力等)	職務遂行に支障がないこと。

注 上記検査項目のうち、視力については合格基準を下回る場合に、色覚及びその他については、いずれか一つでも職務遂行に支障があると認められる場合には不合格となる。

第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定する。ただし、各試験種目（第1次試験の適性検査を除く。）には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合には、総合得点が高くても不合格となる。

また、資格加点については、教養試験の合格基準を満たさない者には加点しない。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県警察本部ホームページの「採用情報」欄にある「試験情報」を選択し、「令和4年度第1回和歌山県警察官A採用試験」の電子申請サービスを選択して画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和4年3月31日（木）までに和歌山県警察本部警務課に問い合わせること。

(2) 受付期間

令和4年3月1日（火）午前10時から同年4月8日（金）午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票等の発行

申込みが到達した場合は、「申請受付のお知らせ」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了のお知らせ」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「通知書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「申請受付のお知らせ」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに和歌山県警察本部警務課に問い合わせること。

写真票には氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。警察本部長からの請求は、欠員の状態に応じて行われるため、採用候補者名簿に登載された者でも採用されない場合がある。採用候補者名簿の有効期間は、当該名簿が確定した日から原則として1年間である。

警察官Aの試験区分で受験した者のうち、大学卒業見込みで受験した者は、令和5年3月末日までに卒業できない場合、採用資格を失う。

なお、採用時期は、卒業見込み者については令和5年4月以降、既卒者については令和4年10月以降の予定である。

(2) 警察官Aで採用された者は、和歌山県巡査に任命され、6か月間警察学校に入校し、卒業後県内の各警察署に配属される。

7 給与等

(1) 給与

警察官Aで採用された者の採用時の給料月額は、208,600円（令和3年4月1日現在）で、経歴その他に応じて一定の額が加算される。

このほか、警察職員の給与に関する条例等の定めに従い、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

(2) 住宅

警察学校入校期間中は、全寮制である。また、各警察署に住宅の設備がある。

8 昇進

所定の年限を勤務すると、昇任試験に合格することにより昇任することができる。

9 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、5(3)の受験票等の交付手続と同様に、「通知書発行のお知らせ」のメールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間	情報提供の実施機関
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の日の翌日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午後3時から1か月間	和歌山県警察本部
第2次試験	第2次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位		
第3次試験	第3次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の総合得点及び総合順位、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位並びに第1次試験から第3次試験までを合わせた総合得点及び総合順位		和歌山県人事委員会事務局

10 その他

この試験についての問合せ先は、次のとおりとする。

(1) 和歌山県人事委員会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3763

ファクシミリ番号 073-433-4085

(2) 和歌山県警察本部警務課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110

ファクシミリ番号 073-423-0560

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年3月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
自由民主党和歌山県柔道整復師支部	岸田昌章	会計責任者	小原圭裕	尾藤何時夢	令和 3.5.30
日本共産党和歌山県北部地区委員会	国重秀明	代表者	国重秀明	海野恒信	令和 3.3.1
自由民主党清水支部	森谷信哉	主たる事務所の所在地	有田郡有田川町井谷72-4	有田郡有田川町東大谷495	令和 4.2.3
		代表者	森谷信哉	前北敏夫	令和 4.2.3

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
楠本たかのり後援会	楠本隆典	会計責任者	楠本隆典	阿部奈美子	令和 4.1.5
和歌山県柔道整復師連盟	岸田昌章	会計責任者	小原圭裕	尾藤何時夢	令和 3.5.30
直政会	山下直也	会計責任者	吉田眞三	北浦直美	令和 4.1.18
星田仁志後援会	嶋田典之	会計責任者	星田仁志	東尾庄治	令和 4.1.31
田中けんじ後援会	山下郁夫	主たる事務所の所在地	西牟婁郡上富田町朝来778-3	西牟婁郡上富田町朝来799-3	令和 4.2.1
池原ひろき後援会	笠野禎則	代表者	笠野禎則	神谷弘起	令和 4.2.1
和歌山県電気工事政治連盟	谷本宗城	代表者	谷本宗城	狩谷典男	令和 4.1.28
和歌山県社会保険労務士政治連盟	田林茂和	代表者	田林茂和	坂口育生	令和 3.6.14

和歌山県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年3月1日

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
出水豊教	出水とよかず後援会	令和 4.1.24

和歌山県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年3月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
和歌山県政治経済研究会	畑中昭男	令和 3.12.31
出水とよかず後援会	出水豊教	令和 4.1.24
政治結社皇道振武館	平川政明	令和 4.1.28
さいとうまき後援会	齋藤麻希	令和 3.12.31

和歌山県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年3月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
くりた八郎後援会	菅谷秀一	佐野元将	西牟婁郡上富田町朝来3847-2	令和 4.1.14
はしもと絆・協働・共生のまちづくりの会	尾上賢一	前迫一雄	橋本市矢倉脇37-2	令和 4.1.17
橋爪大輔後援会	橋爪大輔	橋爪大輔	海南市船尾160-34	令和 4.1.18
菊原章後援会	菊原章	菊原正子	西牟婁郡白浜町2997-9	令和 4.1.24
古田充司後援会	古田充司	東山直美	海南市阪井517-1	令和 4.1.26

政治結社皇道振武館	平川政明	平川誠	和歌山市磯の浦470-4	令和 4.1.28
溝口よしのり後援会	橋爪光一	川崎道生	海南市船尾154	令和 4.1.28

和歌山県選挙管理委員会告示第14号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第1区
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 23,726,400 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	岸本 周平	候補者届出政党	国民民主党	期間 8月11日から 12月17日まで	第2回分
出納責任者氏名	末次 啓了				

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	1,934,560 円	
国民民主党	政党	3,000,000 円	家屋費	9,486,630 円	
		円	選挙事務所費	8,927,630 円	
			集会会場費	559,000 円	
			通信費	615,728 円	
			交通費	1,007,642 円	
			印刷費	1,243,300 円	
			広告費	1,427,476 円	
			文具費	331,136 円	
			食糧費	415,039 円	
その他の寄附	件	円	休泊費	円	
その他の収入		527,670 円	雑 費	3,293,050 円	
今回計		3,527,670 円	今回計	19,754,561 円	
前回計		16,877,336 円	前回計	2,128,405 円	
総 計		20,405,006 円	総 計	21,882,966 円	

支 出	項 目	金 額
支 出 の うち 公 費 負 担 相 当 額	選挙運動用通常葉書の作成	250,250円
	ビラの作成	255,000円
	ポスターの作成	600,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	政見放送のための録画等	
	計	1,477,960円

報告書受理年月日	令和4年1月24日	第2回報告分
----------	-----------	--------

和歌山県選挙管理委員会告示第15号

平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号（個人演説会等の公営施設の指定）の一部を次のように改

正する。

令和4年3月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

表中

和歌山市小人町29番地	和歌山市福祉交流館	を
和歌山市小人町29番地 和歌山市平井72番地の1	和歌山市福祉交流館 和歌山市平井ふれあいセンター	に

改める。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月1日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 富 安 民 浩
 和歌山県監査委員 玉 木 久 登

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
有田振興局	令和3年11月26日
紀中県税事務所	〃
和歌山県立箕島高等学校	〃
和歌山県立有田中央高等学校	〃
和歌山県立耐久高等学校	〃
和歌山県立たちばな支援学校	〃
和歌山県有田警察署	〃
和歌山県湯浅警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 有田振興局地域振興部

(ア) 地域・ひと・まちづくり事業補助金において、実績報告書等の審査が不十分な事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 収入調定票兼収納状況一覧表（事後調定）において、決裁権者の決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

イ 有田振興局健康福祉部

(ア) 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 廃棄物不法投棄監視パトロール業務委託について、契約保証金受入前に契約を締結していたので、適正に処理されたい。

(ウ) 需用費修繕料の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 母子福祉資金貸付金において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 償還金の支払猶予の決定及び貸付金の貸付けの停止に係る決裁手続がなされていなかった。

b 償還金の支払猶予の決定を申請者に通知していなかった。

ウ 有田振興局農林水産振興部

(ア) 現金出納簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 受入者名及び払込者名が、原符及び現金払込書に記載されている者と異なっていた。

b 出納員の現金出納簿が作成されていなかった。

(イ) 随時の資金前渡の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

エ 有田振興局建設部

(ア) 電話料金支払において、納期限後の支払となったため延滞利息が発生している事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

オ 和歌山県立有田中央高等学校

(ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

(イ) 常時の資金前渡において、前渡資金受払計算書が作成されていない事例があったので、適正に処理されたい。

カ 和歌山県湯浅警察署

損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

和歌山県監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月1日

和歌山県監査委員 森 田 康 友

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 富安民浩
和歌山県監査委員 玉木久登

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
和歌山県東京事務所	令和3年12月22日
日高振興局	〃
和歌山県立日高高等学校附属中学校・和歌山県立日高高等学校	〃
和歌山県立紀央館高等学校	〃
和歌山県立南部高等学校	〃
和歌山県立みはま支援学校	〃
和歌山県御坊警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 日高振興局地域振興部

(ア) 郵便切手類使用簿について、次の不適切な事例があったので、再発することのないよう管理体制を見直す等、適正に処理されたい。

- a 切手の受払及び残高の記載が誤っていた。
- b 受払ごとの検印が行われていなかった。
- c 複数職員による4月1日及び四半期ごとの現物確認が行われていなかった。

(イ) 消耗品の納品において、納品書に受付印及び担当者の印が押印されていない事例があったので、適正に処理されたい。

イ 日高振興局健康福祉部

(ア) 検査手数料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 廃棄物不法投棄監視パトロール業務委託契約の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたので、適正に処理されたい。

ウ 日高振興局農林水産振興部

不用物品の処分において、産業廃棄物として適切に処理されていない事例があったので、適正に処理されたい。

エ 日高振興局建設部

(ア) 廃川敷地については、令和2年度末で1件が未処理となっている。

今後も、引き続き廃川敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。

(イ) 現金の取扱いにおいて、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

- a 収納員が出納員に引き継ぐべき現金を引き継いでいなかった。
- b 現金出納簿の払込日と実際の払込日が相違していた。
- c 出納員が、現金払込書と確認・照合せずに現金出納簿に押印していた。

オ 和歌山県立南部高等学校

現金出納簿において、出納員押印欄に押印がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

カ 和歌山県御坊警察署

損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

和歌山県監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月1日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 富 安 民 浩
 和歌山県監査委員 玉 木 久 登

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
西牟婁振興局	令和4年1月14日
紀南県税事務所	〃
和歌山県紀南児童相談所	〃
和歌山県立田辺産業技術専門学院	〃
和歌山県教育委員会紀南教育事務所	〃
和歌山県教育センター学びの丘	〃
和歌山県立田辺中学校・和歌山県立田辺高等学校	〃
和歌山県立田辺工業高等学校	〃
和歌山県立神島高等学校	〃
和歌山県立南紀高等学校	〃
和歌山県立熊野高等学校	〃
和歌山県立南紀支援学校	〃
和歌山県立はまゆう支援学校	〃
和歌山県田辺警察署	〃
和歌山県白浜警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、重要な点において著しく妥当性を欠くと認められる事項を指摘するとともに、その他妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

西牟婁振興局健康福祉部

特定医療費支給認定申請及び受胎調節実地指導員指定申請書に係る関係書類を紛失していたので、今後このようなことのないよう、公文書の厳正な管理・保管に努められたい。

(2) 注意事項

ア 西牟婁振興局地域振興部

西牟婁振興局住宅昇降機装置保守点検業務委託の支出負担行為について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。

イ 西牟婁振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金に係る債権について、未収債権一覧表を作成していなかったため、適正に処理されたい。

(イ) 損害賠償金の支払及び廃車を伴う公用車による交通事故が複数発生していたため、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

ウ 西牟婁振興局農林水産振興部

(ア) 消耗品の納品において、当日不在の職員が納品検査を行っている事例があったため、適正に処理されたい。

(イ) 海岸保全区域占用料について、納期限から20日経過後も督促状を発していなかったため、適正に処理されたい。

エ 西牟婁振興局建設部

(ア) 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。

(イ) カラー複合機賃借の単価契約において、次の不適切な事例があったため、適正に処理されたい。

a 支出予定総額が80万円を超えるものについて、簡易公開調達を行っていた。

b 和歌山県役務調達等公開システムへの結果表示について、税込金額を入力すべきところ、税抜金額で入力していた。

(ウ) 廃川廃道敷地については、令和2年度末で3件が未処理となっている。今後も、引き続き廃川廃道敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。

(エ) 収納した現金の取扱いにおいて、収納員から別の収納員に歳入金を引き継がれている事例があったため、適正に処理されたい。

オ 和歌山県紀南児童相談所

旅行命令簿において、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったため、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立田辺中学校・和歌山県立田辺高等学校

平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったため、適正に処理されたい。

キ 和歌山県立田辺工業高等学校

寄宿舎ブロック塀修繕契約について、契約保証金免除申請書に契約実績として認められない契約書が添付されていたため、適正に処理されたい。

ク 和歌山県立熊野高等学校

- (ア) 重要物品について、処分調書を作成せずに物品を処分していたので、適正に処理されたい。
- (イ) 設備に係る点検において、不適合箇所が改善されていない事例があったので、適正に処理されたい。
- ケ 和歌山県立はまゆう支援学校
備品の現在高と現物との照合を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。
- コ 和歌山県田辺警察署
使用料及び賃借料の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

和歌山県監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月1日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 富 安 民 浩
和歌山県監査委員 玉 木 久 登

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
東牟婁振興局	令和4年1月20日
和歌山県立なぎ看護学校	〃
和歌山県立串本古座高等学校	〃
和歌山県立新宮高等学校	〃
和歌山県立新翔高等学校	〃
和歌山県立みくまの支援学校	〃
和歌山県串本警察署	〃
和歌山県新宮警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 東牟婁振興局地域振興部

鴻田職員住宅昇降機保守点検業務委託契約の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたので、適正に処理されたい。

イ 東牟婁振興局健康福祉部

(ア) 常時の資金前渡において、前渡資金受払計算書が作成されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 旅費の支出において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 早朝出発、夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発、夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給していた。

b 私事旅行の事前承認を受けており、私事旅行を伴う旅行命令とするべきところ、旅費システムへの入力を誤ったため、日当が過支給となっていた。

(ウ) 備品管理について、不用品処分調書が作成されていなかったため、適正に処理されたい。

ウ 東牟婁振興局農林水産振興部

自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

エ 東牟婁振興局串本建設部

(ア) 小型船舶けい留施設使用料について、納期限から20日経過後も督促状を発していなかったため、適正に処理されたい。

(イ) 行政財産使用許可において、使用料の算定額を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

オ 東牟婁振興局新宮建設部

(ア) 現金出納簿に記載されている払込者名が、払込日当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 河川区域内の土地の占用及び工作物設置の許可において、決裁権者の決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立なぎ看護学校

(ア) 入学考査手数料の収納について、受験者受付簿を作成していなかったため、適正に処理されたい。

(イ) 委託料の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

キ 和歌山県立串本古座高等学校

平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

ク 和歌山県立新宮高等学校

県立新宮高等学校1号棟・3号棟雨漏り修繕の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたので、適正に処理されたい。

ケ 和歌山県立みくまの支援学校

需用費修繕料の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。